

令和6年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者様

辰野町教育委員会

辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

就学援助費（新入学学用品費）の入学前支給のお知らせ

辰野町並びに辰野町塩尻市小学校組合教育委員会では、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、条件に当てはまる保護者へ学校教育に必要な費用の一部を援助する『就学援助制度』を設けています。

このうち「新入学学用品費」については、入学前に支給いたします。

1. 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)(2)(3)すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 申請時、辰野町に居住している保護者（両小野小学校入学予定者については塩尻市北小野居住を含む）
- (2) 令和6年4月に小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者
- (3) 就学援助の認定基準に該当する方
 - ① 住民税が課税されていない。
 - ② 住民税及び国民健康保険税、国民年金保険料の減免を受けている。
 - ③ 児童扶養手当の支給を受けている。
 - ④ 世帯構成資金貸付を受けている。
 - ⑤ 生活保護が廃止・停止になった。
 - ⑥ 保護者の職業が不安定で生活が困難である。
 - ⑦ 令和4年中の所得額（世帯全員の合計所得額）が教育委員会の定める基準以下の方
※基準は世帯構成等で異なります。参考ですが、父（40歳）、母（35歳）、子（中学生）、子（小学生）の4人世帯で世帯の総所得が360万円程度であれば認定となる可能性があります。
※申請受理後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

2. 支給予定額及び支給日等

(1) 支給予定額（お一人につき）

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 小学校入学予定のお子様 | 54,060円 |
| ② 中学校入学予定（小学校6年生）のお子様 | 63,000円 |

(2) 支給予定日 令和6年2月29日（木）※変更となる場合があります。

(3) 支給方法 申請時に指定された保護者の口座に振り込みます。

※中学校入学予定者については、在籍中の小学校を通じて支給する場合があります。

3. 申請の手続き

(1) 申請方法

① 小学校新1年生

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類（必要な方のみ）とともに、辰野町教育委員会学校支援課学校教育係へ持参、もしくは郵送で提出してください。

② 中学校新1年生

現在就学援助の認定を受けている方は提出不要です。自動的に入学前支給されます。（ただし、令和6年度認定基準に該当しない場合返金となってしまいますので、該当しないと思われる方は、教育委員会へご連絡ください。）就学援助を受けていない方で希望する場合は、申請をしてください。申請等については在籍小学校の学校事務室へお問い合わせください。

(2) 提出期限 令和6年2月2日（金）必着

(3) 添付書類

添付書類が必要な方	必要添付書類（写し可）
賃貸住宅に居住している方	賃貸契約書の写し
児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
国民年金または国民健康保険税の減免等を受けている方	減免通知書等の写し
令和5年1月2日以降に辰野町に転入してきた方	令和5年度課税（非課税）証明書
失業等により令和5年中から所得状況が大きく変わり経済的に困難な方	雇用保険受給資格者証等の写し ※雇用保険受給資格のない方は、離職票等の写し

4. 注意事項

- ・今回の新入学学用品費を受給した場合でも、令和6年度就学援助を希望する場合には、入学後学校を通して申請書の提出をお願いします。案内文や申請書は学校から配布されます。（入学後に再度、新入学学用品費の支給はいたしません。）
- ・今回の入学前支給を申請されない場合でも、入学後に令和6年度就学援助費を申請し、4月から認定となった場合は、他の援助費と合わせて7月に支給します。
- ・新入学学用品費を受給後、要件「1（1）～（3）」に該当しなくなった場合は、返還していただきます。令和6年3月末までに辰野町外に転出される場合など該当しない可能性がある場合は、申請を行わないでください。
- ・申請後、要件「1（1）～（3）」に該当しなくなった場合は、教育委員会へ至急連絡ください。
- ・就学援助の審査基準は入学時の前年の所得です。今回は令和4年所得で審査しますが、令和6年6月頃に、令和5年所得で再審査し、所得基準額を超えた場合は、全額返金していただくことになります。
- ・生活保護を受給されている方は、生活保護費による対応となります。

5. お問い合わせ先

〒399-0493 辰野町中央1番地

辰野町教育委員会 学校支援課 学校教育係（担当：翠川、宮澤）

電話：0266-41-1111（内線2506）